

(別表 1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

1 現状

(1) 地域の災害等リスク

【1】当村の特性

当村は、水戸市から北東へ約 15km の距離に位置し、東は太平洋に面している。西は那珂市、南はひたちなか市と接し、北は久慈川をはさんで日立市に接している。東西南北ともに 7.9km、総面積は 38 ㎢である。

また、比較的起伏の少ない地形で、標高 20～30m の台地（那珂台地）と久慈川や新川流域沿いの標高 6 m 前後の低地、砂丘となっている海岸部で成り立っている。

当村の台地部は、東へ緩やかに傾斜し、砂礫や泥流堆積物やその上位に火山灰質のロームが覆い形成され、畑地と平地林や市街地となっている。台地部と低地部との境は急な崖線となっており、土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域が村内 15 箇所指定されている。

低地部は、久慈川流域の竹瓦、亀下、豊岡などの沖積平野、新川流域の真崎浦、細浦等の開析された谷底平野、沿岸部に分布する砂丘等で構成され、砂や砂礫、砂質シルトなどを混在した沖積層となっており、主に水田等として利用され、阿漕ヶ浦、押延溜、白方溜、内宿溜、前谷溜、権現堂溜の 6 箇所のため池がある。

久慈川周辺（石神地区・白方地区等）や新川河口付近（村松地区）は、平成 23 年（2011 年）東北地方太平洋沖地震では河川沿いに津波遡上や地盤の液状化被害が発生している。また、各低地部では集中豪雨などによる洪水、内水はん濫による浸水被害を受けたことがある。

なお、沿岸域の砂丘部は現在、防砂林として活用されているほか、日本原子力研究開発機構、日本原子力発電株式会社などの敷地となっている。

【2】想定される自然災害

当村では、地震による津波や地震動、液状化による被害、低地部を中心に、台風・豪雨による河川氾濫、内水氾濫による水害、台風による風害や高潮、風水害や地震に伴う急傾斜地の崩壊やため池の決壊など土砂災害、木造住宅が密集する地域を中心に大規模火災など、様々な災害リスクが想定される。

① 風水害

太平洋に面する当村の気候はやや温暖で、年平均気温は 13.6℃、年降水量は 1353.8mm（水戸地方気象台の 1981～2010 年の平均値）、日最大降水量は 276.6 mm、日最大 1 時間降水量は 81.7 mmとなっている。

近年、全国的には、夏季の降水量は増加する傾向がみられ、土砂災害や浸水、河川の氾濫につながるような猛烈な雨が降る頻度が高くなりつつある。

当村は久慈川の最下流にあたり、最大規模の浸水想定（流域総雨量 48 時間：616 mm）では豊岡、竹瓦を中心に 5～10m の浸水深、浸水継続時間も 3 日間に及ぶ地域が想定されている。

内水氾濫としては新川流域の真崎浦や細浦、中央排水路の周辺、久慈川沿いの低地、台地部の凹地などで浸水被害が発生している。また、台地部と低地部の境となる崖線において、台風等の豪雨による土砂災害のリスクがあり、土砂災害警戒区域が指定されている。

〔水戸地方気象台の観測史上 1 ～ 5 位の値（年間を通じての値）（2020 年 12 月まで）〕

要素名／順位	1 位	2 位	3 位	4 位	5 位	統計期間
日降水量 (mm)	276.6	244	225.5	202	200	1897 年～
	1938/6/29	1986/8/4	1966/6/28	1996/9/22	1991/9/19	
日最大 10 分間 降水量(mm)	36.3	31	25	25	22.5	1937 年～
	1959/7/7	2014/7/27	1992/9/4	1979/7/25	2016/7/14	
日最大 1 時間 降水量(mm)	81.7	77.8	63.5	60	58.6	1906 年～
	1947/9/15	1959/7/7	1994/8/21	1961/6/27	1930/7/25	
月最大 24 時間 降水量(mm)	287.5	227.3	204	202.5	199.5	1906 年～
	1986/8/4	1966/6/28	1991/9/19	1996/9/22	1977/9/19	
月降水量の多い方から(mm)	635.5	588.3	489.7	489.5	485	1897 年～
	1938/6	1941/7	1961/6	2004/10	1991/10	
日最大風速・風向(m/s)	28.3 北	28.1 北北東	27.3 北	26.7 南南東	26.6 北北東	1897 年～
	1961/10/10	1939/8/5	1932/11/15	1917/10/1	1938/10/21	
日最大瞬間風速・風向(m/s)	44.2 北北東	39.6 北北東	36.6 北	36.6 北東	36.3 北北東	1937 年～
	1939/8/5	1938/10/21	1961/10/10	1958/9/26	1996/9/22	
降雪の深さ日合計(cm)	27	26	20	19	17	1953 年～
	1990/2/1	1963/2/3	1994/2/12	2018/1/22	2006/1/21	
降雪の深さ月合計(cm)	43	27	26	24	22	1953 年～
	1984/2	1990/2	1963/2	2014/2	2018/1	

② 地震

茨城県に被害を及ぼす地震は、関東地方東方沖合や相模湾から房総半島南東沖にかけてのプレート境界付近で発生する地震、陸域のやや深い場所で発生する地震、陸域の深い場所で発生する地震である。

関東地方の下に沈み込んだフィリピン海プレートや太平洋プレートに関係する地震活動は活発だが、被害地震としては、1930 年の那珂川下流域の地震（M6.5、深さ 54km）などが知られている。また、2016 年 12 月 28 日に茨城県北部で M6.3 の地震が発生し、茨城県で最大震度 6 弱を観測した。最近数十年間では、M7 程度の地震は発生していないが、M5 ～ 6 の地震は、数年に 1 回の割合で発生しており、局所的に若干の被害が生じたことがある。

関東地方東方沖合から福島県沖にかけてのプレート境界付近で発生する地震としては、明治以降では、1909 年の房総半島南東沖の地震（M6.7、M7.5）、1938 年の茨城県沖の地震（M7.0）、同年の福島県東方沖の地震（M7.5）などがあるが、これらの地震による大きな被害は知られていない。

なお、1938 年の福島県東方沖地震では県内で最大 88 cm の津波が観測されたが、この津波による被害はなかった。ただし、歴史の資料によると、1677 年には M8 程度の規模で房総半島東方沖に発生したと考えられる地震により、県内では津波によって溺死者 36 名などの被害が生じたことがある。

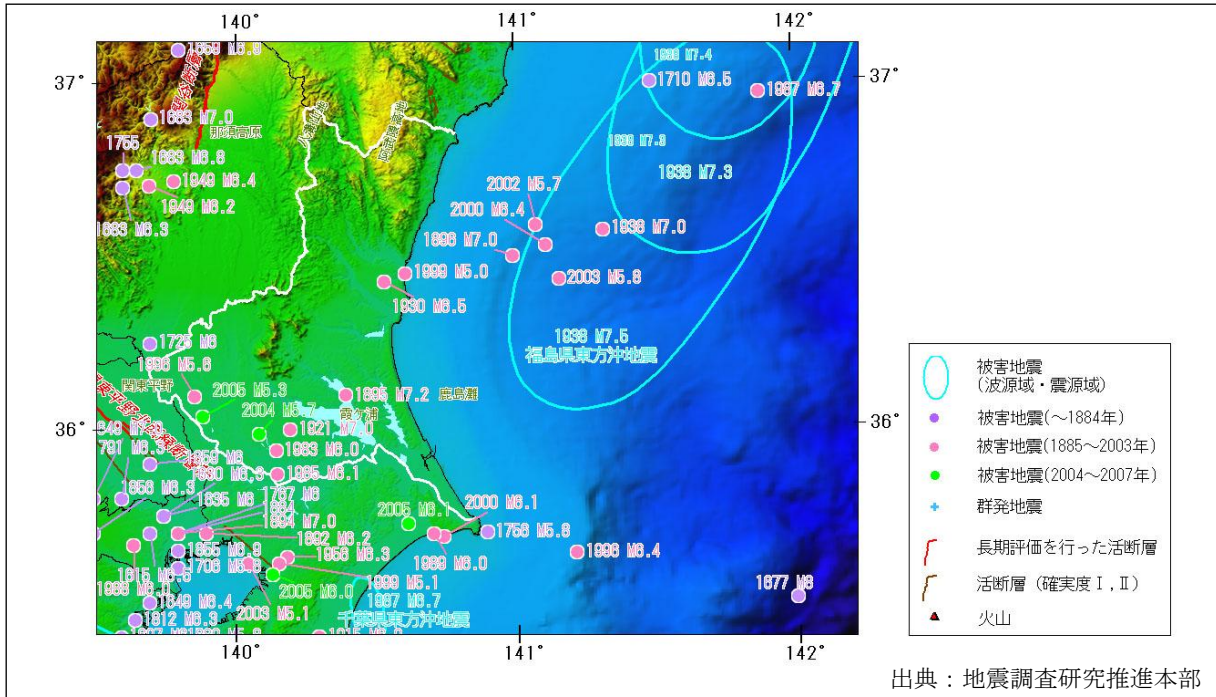
1987 年の千葉県東方沖の地震（M6.7）など周辺地域で発生する地震や、三陸沖や東海沖などの太平洋側沖合で発生するプレート境界付近の地震によっても被害を受けたことがある。

さらに、外国の地震によっても津波被害を受けることがあり、例えば、1960 年の「チリ

地震津波」では、県内に2～3mの津波が襲来し、船舶などに被害が生じた。

「平成23年（2011年）東北地方太平洋沖地震」（M9）では、地震とそれによって発生した津波やその後の余震の影響により、特に東北地方や関東地方の太平洋沿岸部において未曾有の大規模地震災害となった。

〔茨城県とその周辺の主な被害地震〕



〔「平成23年（2011年）東北地方太平洋沖地震」の被害〕

茨城県内では死者66名、行方不明者1名、負傷者714名、住家全壊2,634棟などの被害が生じた（平成31年3月1日現在、消防庁調べ）。

村内では、震度6弱、最大余震の震度5強の地震に襲われ、地震動や液状化などで電気・上下水道・ガス等のライフライン機能が停止し、道路や家屋の損壊が発生し、学校教育施設、社会教育施設、集会施設等も損傷し、使用停止を余儀なくされるなど、村内全域にわたって甚大な被害がもたらされた。また、津波により約3km²（村の8.1%）が浸水し耕地の冠水等の被害を受けた。

なお、震災直後は15箇所の避難所に全村民のおよそ10%に相当する3,514人が避難する事態となった。

〔「平成23年（2011年）東北地方太平洋沖地震」の村内の被害〕

村内では死者6人、負傷者5人の人的被害が発生し、住家被害は全壊28、半壊158、一部破損3,831、床下浸水12、また、非住家被害は公共建物73、その他666、火災、液状化による宅地被害116の被害が生じた。

〔茨城県周辺の主要活断層帯と海溝で起こる地震の評価〕

地震調査研究推進本部による、茨城県周辺の地震発生確率等の評価は以下の通りである。

地震		マグニチュード	地震発生確率 (30 年以内)
海溝型地震			
日本 海溝 沿い	超巨大地震（東北地方太平洋沖型）	9.0 程度	ほぼ 0%
	福島県沖	7.0～7.5 程度	50%程度
	茨城県沖	7.0～7.5 程度	80%程度
	青森県東方沖から房総沖にかけての海溝寄り	8.6～9.0	30%程度
	沈み込んだプレート内の地震	7.0～7.5 程度	60%～70%
	房総沖	—	—
相模 トラフ	相模トラフ沿いの M8 クラスの地震	8 クラス (7.9～8.6)	ほぼ 0%～6%
	プレートの沈み込みに伴う M7 程度の地震	7 程度 (6.7～7.3)	70%程度
南海トラフで発生する地震		8～9 クラス	70%～80%

内陸の活断層で発生する地震			
関谷断層		7.5 程度	ほぼ 0%
深谷断層帯・綾瀬川断層 (関東平野北西縁断層 帯・元荒川断層帯)	深谷断層帯	7.9 程度	ほぼ 0%～0.1%
	綾瀬川断層 (鴻巣- 伊奈区間)	7.0 程度	ほぼ 0%
	綾瀬川断層 (伊奈- 川口区間)	7.0 程度	不明
立川断層帯		7.4 程度	ほぼ 0.5%～2%

(算定基準日：2020 年 1 月 1 日)

なお、県内では確実に活断層であるとされるものは知られていない。また、県内に被害を及ぼす可能性のある海溝型地震には、茨城県沖で発生する地震、青森県東方沖から房総沖にかけての海溝寄りの領域で発生する地震及び相模トラフ沿いや南海トラフで発生する地震がある。

〔茨城県地震被害想定〕

茨城県では、県及びその周辺における過去の地震被害や断層の分布状況を踏まえ、県内の各地域の地震被害の分布状況を勘案して県に大きな被害をもたらすおそれのある想定地震として、茨城県南部の地震（茨城県南部）、茨城・埼玉県境の地震（茨城・埼玉県境）、F1 断層・北方陸域の断層・塩ノ平地震断層の連動による地震（F1 断層）、棚倉破砕帯東縁断層・同西縁断層の連動による地震（棚倉破砕帯）、太平洋プレート内の地震（北部）（太平洋プレート（北部））太平洋プレート内の地震（南部）（太平洋プレート（南部））、茨城県沖から房総半島沖にかけての地震（茨城県沖～房総半島沖）の 7 つの地震を設定している。

当村においては、7 つの地震のうち、太平洋プレート（北部）において震度 6 強が想定されている。

	①茨城県南部	②茨城・埼玉県境	③ F 1 断層	④ 棚倉破砕帯	⑤ 太平洋プレート (北部)	⑥ 太平洋プレート (南部)	⑦ 茨城県沖～房総半島沖
最大震度	5 強	5 弱	6 弱	6 弱	6 強	5 強	6 弱

なお、当村は、南海トラフ地震対策推進地域、首都直下地震緊急対策区域に指定されている。

「南海トラフ地震対策推進地域」：南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第3条第1項の規定に基づき、県内では当村ほか6市1町が指定されている。

「首都直下地震緊急対策区域」：首都直下地震対策特別措置法第3条に基づき、県内では当村ほか29市8町1村が指定されている。

〔茨城県津波浸水想定〕（平成24年8月公表）

茨城県では平成23年に制定された津波防災地域づくり法に基づき、発生頻度は極めて低いものの、発生すれば甚大な被害をもたらす最大クラスの津波について、津波浸水想定を設定しているが、当村における、最大遡上高、影響開始時間、最大となる浸水域等は以下のように想定されている。

■津波の水位・最大遡上高・影響開始時間

海岸名	箇所名	津波の水位 (T.P)	最大遡上高 (T.P)	影響開始時間 (分)
久慈漁港海岸～豊岡海岸	日立市大みか町～東海村豊岡	5.0 ～ 10.9m	12.3m	26
常陸那珂港区～磯崎漁港海岸	東海村白方～ひたちなか市磯崎町	4.3 ～ 10.7m	12.2m	24

■浸水面積

	津波浸水想定の結果	東北地方太平洋沖地震の津波の実績
東海村の浸水面積	5.5 km ²	2.6 km ²

※河川・砂浜部分を除いた陸域部の浸水面積。

出典：茨城沿岸津波対策検討委員会「茨城県津波浸水想定（解説）（p.12～p.14）」

【3】原子力災害

当村においては、自然災害等に起因する原子力災害への対応も重要な課題であり、地域防災計画（原子力災害対策計画編）や広域避難計画等の中で今後の取り扱いを検討するものとする。

※地域の災害等リスク「【1】当村の特性」及び「【2】想定される自然災害」については、東海村国土強靱化地域計画を一部参照。

（その他特に想定されるリスク）

・村内には当該工場等の下請けを行っている小規模事業者が多く存在しているため、サプライチェーン全体が毀損することで事業継続が困難になる事業者が発生するリスクも想定される。

（感染症、サイバー攻撃等）

- ・新型インフルエンザ等（感染症）は、10年から40年の周期で出現し、世界的に大きな流行を繰り返している。また、新型コロナウイルス感染症のように国民の大部分が免疫を獲得しておらず、全国的かつ急速なまん延により、当村においても多くの村民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある。
- ・当村には工業団地があり、サイバー攻撃による情報の漏洩や、電子決済等の精密機器の故障等のリスクへの対策が急務となっている。

（２）管内の商工業者の状況

- ・商工業者数 1,193人
- ・小規模事業者数 699人

【内訳】

業種	商工業者数	小規模事業者数 (うち事業継続力強化に 取り組んでいる者)	事業所の立地状況など
商業	208	122 (1)	村内に広く分布している。
工業	94	55 (3)	村内に広く分布している。
建設業	293	172 (5)	村内に広く分布している。
サービス業	598	350 (3)	村内に広く分布している。
合 計	1,193	699 (12)	

(参考：茨城県商工会連合会「令和7年度商工会実態調査」)

（３）これまでの取組

１）当村の取組

・東海村地域防災計画の策定

- ・災害対策基本法第42条の規定に基づき、東海村防災会議において、災害別（地震、津波、風水害、原子力）に総合的な指針及び対策計画を定めた地域防災計画を策定している。現在の計画は令和7年2月改定版である。
- ・地域防災計画においては、避難所・備蓄体制や情報伝達と広報、災害訓練等について詳細に定めている。

・原子力災害に備えた東海村住民避難計画の策定

- ・原子力施設における重大事故により原子力災害が発生又は発生するおそれが生じた場合に、村民への放射線の重篤な確定的影響の回避又は最小化及び確率的影響のリスクを低減するための防護措置を確実なものとするため、広域避難や屋内退避、避難誘導について定めた避難計画を令和5年12月に策定している。

２）当会の取組

・事業者に対するBCP（事業継続力強化計画を含む）に関する国の施策の周知

- ・近年の大規模自然災害の頻発を受け、当会では小規模事業者等に対し、事業継続力強化計画事業者向けリーフレットや「事業継続力強化計画」認定制度の案内を窓口及び巡回等により、配布・周知を行っている。

・事業者BCP策定セミナーの周知・斡旋

- ・BCPの必要性が高まっている現状を踏まえ、小規模事業者向けのBCP策定セミナー及び関連セミナーを計画している。

・損害保険への加入促進

- ・当会では、小規模事業者に対する業務上の災害など財産のリスクヘッジ対策として、中小企業PL保険制度、業務災害補償プラン、ビジネス総合保険の普及・加入促進及び茨城県火災共済協同組合と連携した火災共済の普及・加入促進を行っている。

・防災備品の備蓄

- ・災害発生に伴う停電時等の最低限の会館保守を目的に、発電機、懐中電灯、ブルーシート、乾電池、ストーブ、灯油、カセットボンベ（発電機用）、救急用品、工具類、軍手、ゴム手袋、タオル、ゴミ箱等の防災用品を当会館内及び倉庫に備蓄している。

3) 事業継続力強化支援計画の実施状況

- ・村内小規模事業者を訪問し事業者BCPの策定に係る指導 1 者
- ・事業者BCP策定済み事業者を訪問し見直しに係る指導 3 者
- ・管内小規模事業者による事業継続力強化計画策定率 1.7%
- ・事業継続力強化に関するセミナー 年1回

2 本計画の策定及び実行にあたっての課題と対策

【課題】

- ・村内小規模事業者の事業継続力強化の取組状況を把握できていない。
- ・地域の自然災害等リスクについて当会、当村関係部署との間で十分な議論ができていない。
- ・本計画の実行にあたって、保険・共済や資金繰りに対する助言を行える当会経営指導員等職員の不足、防災・減災等の重要性を周知する専門的な知識の不足といった課題がある。

【対策】

- ・事業継続力強化の取組状況については、経済産業省HPに掲載の事業継続力強化計画の認定事業者一覧や当会会員へのアンケートや聞き取り等で把握する。
- ・当村防災原子力安全課、産業政策課、当会で年1回の協議会を開催し、本計画における災害リスクや支援の方針を決定する。また、実施状況に応じて適切なタイミングで見直しを行うこととする。
- ・保険・共済や資金繰り支援、防災・減災に対する専門的な助言を行う当会経営指導員の不足については、損害保険会社、村内金融機関など他の支援機関と連携し、セミナー開催や専門家派遣を行う。加えて、当会職員向けに研修や勉強会等を開催し専門知識の習得及び最新情報の収集に努める。

3 目標

- ・管内小規模事業者に対し自然災害等のリスクを認識させ、事前対策の必要性を周知する。
 - ・支援においては、管内小規模事業者の事業継続力強化計画の策定状況が1.7%程度と低いことから、事業者BCPの策定支援に加え、被災時の事業継続力強化に係る取組として、損害保険の加入などリスクファイナンスの取組を促進する。
- 具体的には、以下の目標を設定し取り組んでいくこととする。
- ①小規模事業者に対して事業者BCPの策定・見直し支援を行う。
 - ②管内全体の事業継続力強化計画（BCP）の策定率を2.0%

③各種共済・保険制度への加入推進（見直し含む）： 10社／年

（火災保険、業務災害保険、ビジネス総合保険、経営者休業補償、休業対応応援共済、福祉共済、貯蓄共済、その他）

④上記目標達成のため、年1回セミナー、説明会を開催する。

※その他（必要に応じて都道府県独自記載事項）

・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに茨城県へ報告する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

1 事業継続力強化支援事業の実施期間（令和8年4月1日～令和13年3月31日）

2 事業継続力強化支援事業の内容

（1）市内小規模事業者の事業継続力強化の取組状況の把握

- ・経済産業省、自治体等と連携し村内小規模事業者における事業継続力強化計画の策定状況等の事業継続力強化の取組状況を把握する。
- ・経済産業省HPに掲載の事業継続力強化計画の認定事業者一覧や当会会員へのアンケートや聞き取り等で把握する。

（2）小規模事業者に対する事業継続力強化支援の内容

- ・巡回指導時にハザードマップ等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策（事業休業への備え、水災補償等の損害保険・共済加入、行政の支援策の活用等）について説明する。
- ・村広報、ホームページ等において、国の施策の紹介やリスク対策の必要性、損害保険の概要、事業者BCPに積極的に取組む小規模事業者の紹介等を行う。
- ・経済産業省HPに掲載のリスクファイナンス判断シート等を活用し、事業者リスクファイナンスの考え方を啓発し、自然災害等の災害発生時の資金繰りについて注意喚起する。
https://www.kanto.meti.go.jp/seisaku/chushokigyo/kyojinka/risk_finance_sheet.html#sheet
- ・事業継続の取組に関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーや行政施策の紹介、損害保険の紹介等を実施する。

（3）フォローアップ

- ・東海村の防災訓練への参加を促す。
- ・事業継続力強化計画の見直しを促進するため、（一社）日本中小企業診断士協会連合会の実施する実効性向上支援事業を紹介する。（HP：<https://jigyokei-jikkoseikojo.jp/>）
- ・事業者BCPの策定後5年が経過した事業者に対し、巡回経営指導時等に訓練（被災からのシュミレーション含む）及び計画の見直しについての指導を行う。
- ・支援した事業者の計画期間を把握し、計画期間終了後の計画の再策定・再申請へつなげる指導を行う。

（4）知見の共有及び事業継続力の底上げ

- ・広報誌などで域内の事業者の事業継続力強化に関する好事例を展開する。
- ・同じ地域や同じ業種など、関連する企業をマッチングし、連携型事業継続力強化計画の策定を支援する。

（5）関係団体等との連携

- ・損害保険会社等と連携し、専門家の派遣依頼及び会員事業者以外にも対象とした普及啓発セミナーや損害保険や生命保険、傷害保険等の紹介等を実施する。
- ・損害保険会社や金融機関に専門家の派遣を依頼し、事業者のリスクファイナンスに係るセミナーや相談会を実施する。
- ・連携型事業継続力強化計画の策定にあたって、（独法）中小企業基盤整備機構の地域本部の専門家を活用し策定支援を行う。
- ・関係機関への普及啓発ポスター掲示依頼、セミナー等の共催。

※その他（必要に応じて都道府県独自記載事項）

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに茨城県へ報告する。

(別表2)

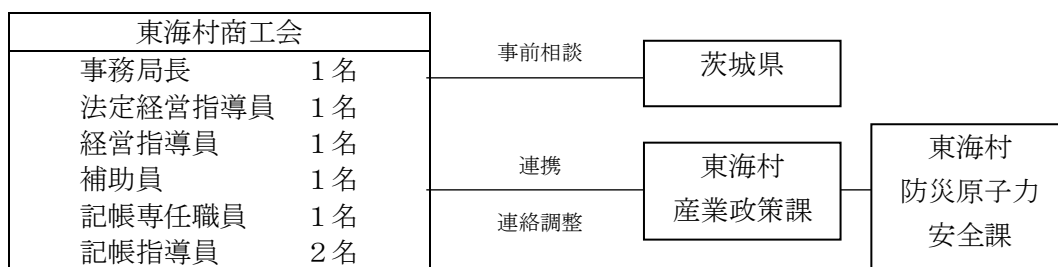
事業継続力強化支援事業の実施体制

事業継続力強化支援事業の実施体制

(令和8年3月現在)

(1) 実施体制

(商工会又は商工会議所の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／関係市町村の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／商工会又は商工会議所と関係市町村の共同体制／経営指導員の関与体制 等)



①都道府県及び関係市町村との連携体制

- ・当会、村産業政策課、村防災原子力安全課が連携し、地域の実情を踏まえた災害リスクを把握するとともに、本計画の支援方針を決定するため、年1回、連絡協議会を開催する。
- ・また、認定主体である茨城県と事前に相談・調整を行うことで、より地域の実情に応じた計画とする。

②商工会又は商工会議所の事業継続力強化支援事業実施に係る体制

- ・村を2地区に分け、法定経営指導員1名、経営指導員1名体制で巡回指導を行う。経営指導員を小規模事業者ごとに選定し、策定支援からフォローアップまで一体の支援体制を構築する。
- ・また、保険加入促進については、損保会社の専門家1名によるセミナー個別相談の体制とする。

③定量的に実施状況を把握し評価を行う体制

- ・法定経営指導員1名、経営指導員1名、補助員1名の体制で、実施状況を定量的に把握し効果測定を行う。
- ・上記で把握・検証した実施状況を当会と東海村の連絡協議会（年1回開催予定）で評価するとともに、次年度の支援内容の検討を行う。

④経営指導員等の資質向上に係る体制

- ・当会職員向けに研修や勉強会等を開催し、防災・減災や、保険、リスクファイナンスなど適宜専門知識の習得及び最新情報の収集に努める。

(2) 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第5項に規定する経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制

①当該経営指導員の氏名、連絡先

経営指導員 綿引 和雄（連絡先は後述）

②当該経営指導員による情報の提供及び助言（手段、頻度 等）

※以下に関する必要な情報の提供及び助言を行う

- ・ 本計画の具体的な取組の企画や実行
- ・ 本計画の取組実施における目標・指標の設定
- ・ 本計画に基づく事業の進捗管理、見直し等フォローアップ

③広域経営指導員の当否

- ・ 経営指導員 綿引 和雄は、施行規則第2条第2項に規定する広域経営指導員に該当しない。

（３）商工会／商工会議所、関係市町村連絡先

①商工会／商工会議所

東海村商工会

〒319-1108 茨城県那珂郡東海村村松北一丁目2番34号

TEL：029-282-3238 ／ FAX：029-283-0498

E-mail：tokai@tokaisci.or.jp

②関係市町村

東海村 産業部 産業政策課

〒319-1118 茨城県那珂郡東海村舟石川駅東三丁目1番1号

東海村産業・情報プラザ iVi1(アイヴィル)1階

TEL：029-282-1711 ／ FAX：029-282-2145

E-mail：sangyou@vill.tokai.ibaraki.jp

※その他（必要に応じて都道府県独自記載事項）

- ・ 上記内容に変更が生じた場合は、速やかに茨城県へ報告する。

(別表 3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和 8 度	令和 9 度	令和 10 年度	令和 11 年度	令和 12 年度
必要な資金の額	500	500	500	500	500
調査費	100	100	100	100	100
専門家派遣費	180	180	180	180	180
会議運営費	50	50	50	50	50
セミナー開催費	100	100	100	100	100
パンフ・チラシ作成費	70	70	70	70	70

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
会費収入、県・村補助金、事業収入など ただし、上記経費のうち講師や専門家の謝金・旅費については必要額を見込んでいるが、専門家派遣や連携する損保会社が無償等で派遣応諾いただいたときには、当該経費が減額になる場合がある。

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表 4)

事業継続力強化支援計画を共同して作成する商工会又は商工会議所及び関係市町村以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあっては、その代表者の氏名
那珂市商工会 会長 浅川清司 〒311-0105 茨城県那珂市菅谷 4404-7 ひたちなか商工会議所 会頭 柳生修 〒312-8716 茨城県ひたちなか市勝田中央 1 4 - 8
連携して実施する事業の内容
①管内事業者を対象とした普及啓発セミナーの共催実施 管内小規模事業者に対する事業活動に影響を与える自然災害等のリスク認識に向けた周知啓発。 ②管内事業者の事業者 B C P（事業継続力強化計画等）の策定推進に向けた広報活動 事業者 B C P の策定支援により、事業活動に与える影響の軽減を図る。
連携して事業を実施する者の役割
①普及啓発セミナー共催にかかる周知啓発等 （連携者）那珂市商工会、ひたちなか商工会議所 （効 果）より広域的な募集活動により、多数の集客が見込まれる。 ②管内事業者の事業者 B C P の策定推進 （連携者）那珂市商工会、ひたちなか商工会議所 （効 果）事業者 B C P の策定事業者増加につながる。
連携体制図等
<pre> graph TD A[東海村商工会 事務局長] --- B[法定経営指導員] C[那珂市商工会・ ひたちなか商工会議所] --- D[法定経営指導員] B --- E[連 携] D --- E E --- F[連携調整] B --> G[事業継続力強化 計画普及啓発] D --> H[事業者 B C P 策定支援 ・セミナーの共催] G --> I[地区内小規模事業者等] H --> I </pre>

(別表 5)

発災後の対応等に係る事項

発災後の対応等に係る事項		
(1) 発災後の対策 ■大規模自然災害 自然災害等による発災時には、人命救助が第一であることは言うまでもない。そのうえで、下記の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。 1) 応急対策の実施可否の確認 ・発災後概ね1時間以内に職員の安否確認を行う。 ・SNS等を利用した安否確認や業務従事の可否、大まかな被害状況（家屋被害や道路状況等）等を当会と当村で共有する。 2) 応急対策の方針決定 ・当会と当村との間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。 （豪雨における例）職員自身の目視で命の危険を感じる降雨状況の場合は、出勤をせず、職員自身がまず安全確保をし、警報解除後に出勤する。 ・職員全員が被災する等により応急対策ができない場合の役割分担を決める。 ・大まかな被害状況を確認し、3日以内に村・県連と情報共有する。		
被害規模	被害の状況	想定する応急対応
大規模な被害がある	・地区内10%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・地区内1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。 ・被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており、確認ができない。	①相談窓口の設置 ②被害調査 ③経営課題把握 ④復興支援業務
被害がある	・地区内1%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・地区内0.1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。	①相談窓口の設置 ②被害調査 ③経営課題把握
ほぼ被害はない	・目立った被害の情報がない	特に行わない
※なお、連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものとする。		
3) 被害情報の共有・報告 ・当会は、被害状況を茨城県の指定する方法にて県に報告し当村は当会が報告した内容について確認を行う。あわせて、当村が独自に把握した情報がある場合には、当会に被害情報等し、当会から県へ報告を行う。		

■感染症、サイバー攻撃等

感染症やサイバー攻撃等が発生した場合は、以下の手順で対応する。

1) 管内事業者に対するリスクの周知

・発生国の経済状況・工場の稼働状況等、今後管内事業者の経営に影響を与えうるリスクについて周知する。

2) 管内事業者の被害状況の確認

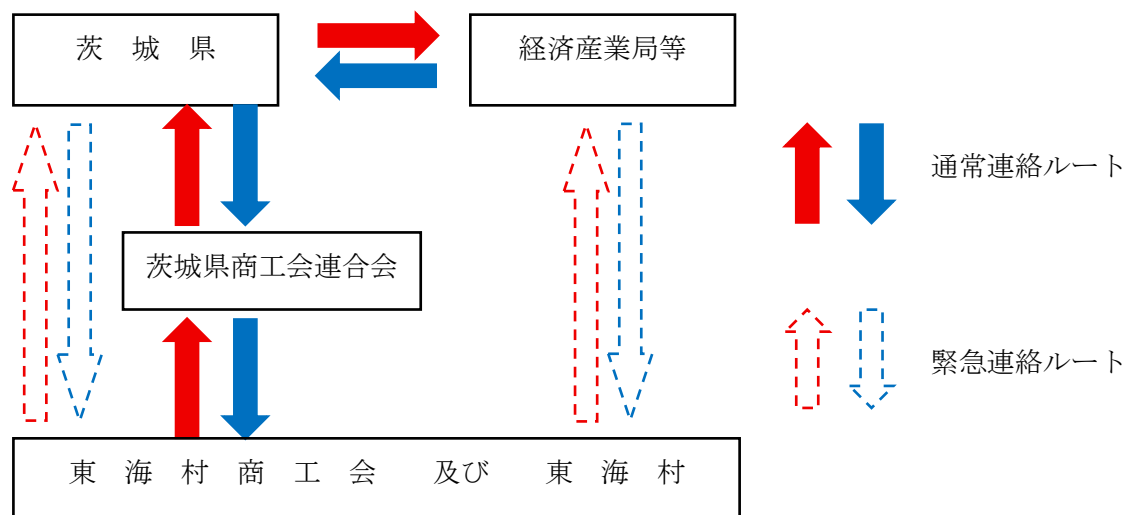
- ・当村は、来庁又は問い合わせを受けた管内事業者の被害状況を確認する。
- ・当会は、巡回・電話等により管内事業者の被害状況を確認する。

3) 被害情報の共有・報告

・当会は、国や茨城県からの情報に基づき、県が定める期日までに県の指定する方法にて県へ報告し、当村は当会が報告した内容について確認を行う。あわせて、当村が独自で把握した情報がある場合には、当会に被害情報等し、当会から県へ報告を行う。

(2) 発災時における指示命令系統・連絡体制

- ・自然災害等発生時に、地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。
- ・自然災害による二次被害を防止するため、被災地域での活動を行うことについて決める。
- ・当会と当村は自然災害による被害状況の確認方法や被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定方法について、あらかじめ確認しておく。
- ・当会は、茨城県の指定する方法にて情報を茨城県へ報告するとともに、当村は当会が報告した内容について確認を行う。



（３）応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援

- ・相談窓口の開設方法について、東海村と相談する（当会は、国の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する）。
- ・安全性が確認された場所において、相談窓口を設置する。
- ・地区内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。
- ・応急時に有効な被災事業者施策（国や茨城県、東海村の施策）について、地区内小規模事業者等へ周知する。
- ・感染症の場合、事業活動に影響を受ける、またはその恐れがある小規模事業者を対象とした支援策や相談窓口の開設等を行う。

（４）地区内小規模事業者に対する復興支援

- ・茨城県の方針に従って、復旧・復興の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- ・被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、地区ブロックをベースとした支援体制に基づき、災害対応を行う。

※その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに茨城県へ報告する。